

毎週火、金曜日発行（但休日下当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

次

- ◇告示 鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程
結核予防法の規定による医療機関の指定
土地改良区の設立認可について
家畜人工授精師の免許
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十三年七月一日付鳥取県告示第三百一
号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百二十一号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程を次のように定める。

昭和三十三年七月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程

（総則）

第一条 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号。以下「条例」という。）の施行については、特別に定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（分担金の賦課基準）

第二条 条例第二条第二項の規定による分担金の賦課基準は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|------------|
| 北条用排水改良事業 | 事業費の百分の二十五 |
| 大沢排水改良事業 | 同 右 |
| 東郷湖沿岸排水改良事業 | ” |
| Y 湖山砂丘畑地かんがい事業 | 事業費の百分の三十 |
| 北条砂丘畑地かんがい事業 | 同 右 |
| 東郷湖周辺地盤変動対策事業 | 事業費の百分の二十五 |
| 石脇第二地区農地保全事業 | 事業費の百分の三十五 |
| 宇野地区農地保全事業 | 同 右 |
- （分担金の通知等）

第三条 条例第二条第一項の規定により分担金（分担金に代るべき金銭を含む。以下同じ。）の額を定めたときは、知事は、様式第一号により分担金を納入すべき者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた土地改良区は、様式第二号による納入計画書を知事に提出しなければならない。

（分担金の納期限等）

第四条 分担金の納期は、当該年度内において、事業の進ちよく状況を考慮して知事が定める。

2 分担金の賦課は、鳥取県会計規則に定める納額告知書をもつて、遅くとも納期限前三十日までに行わなければならない。

（精算）

第五条 条例第四条の規定により精算を行ったときは、知事は遅滞なく様式第四号により精算の結果を、分担金の納入者に通知するものとする。

2 過納額を次年度分担金に充当しようとするときは、様式第五号による同意書を提出させなければならない。

ない。

（寄付）

第六条 条例第五条の規定により労力又は金銭を寄付しようとするときは、様式第六号により寄付採納願を提出しなければならない。

（負担額の減免）

第七条 条例第五条の規定による減免すべき負担額の算定は、時価によるものとする。

附 則

この規定は、昭和三十三年七月十一日から施行する。

（様式第一号）

発耕第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

県営土地改良事業分担金決定通知

昭和 年度県営 事業分担金を、左

記のとおり決定したので通知する。

地区	昭和	年度事業費	同上分担金の額
名	前回まで	今回追加額	前回まで
名	決定済	計	今回追加額
	計		計

予定納期限 昭和 年 月 日

（様式第二号）

昭和 年 月 日

土地改良区

理事長

鳥取県知事 殿

県営土地改良事業分担金に代るべき金銭の

納入について

昭和 年 月 日付発耕第 号で通知のあ

つた県営 事業分担金に代るべき金銭につい

ては、左記計画により期限までに納入いたします。

記

一金 額

二 同財源

農林漁業資金

その他の借入金

金融機関名及び資金の種類等

賦課金

賦課の概要

（様式第三号）

発耕第 号

昭和 年 月 日

鳥取県知事

殿

県営土地改良事業精算結果通知書

昭和 年度県営 事業の精算結果を、

左記のとおり通知します。

不足額は、別添告知書により 月 日までに納入して下さい。
過納額を、昭和 年度分担金に充当することに異議がないときは、別添同意書を、 月 日までに提出して下さい。

記

- 一 精算事業費総額
- 二 同分担金金額
- 三 納入済分担金金額
- 四 差引過不足金額

(様式第四号)

同意書

昭和 年 月 日付発耕第 号をもつて鳥取県知事から通知のあつた昭和 年度県管事業の精算結果にもとづく分担金の過納額金 円を、昭和 年度分分担金に充当することに同意する。

昭和 年 月 日

(様式第五号)

寄付採納願

事業の経費にあてるため、左記のとおり寄付したいので、採納かお願い出でます。

昭和 年 月 日

鳥取県知事 殿

記

- 一 年度区分 昭和 年度
- 二 寄付しようとする労力(人員等)
- 三 寄付しようとする金銭(金額等)

鳥取県告示第三百二十二号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として、次のものを指定した。
昭和三十三年七月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂
指定年月日 名 称 所在地 管轄保健所名
昭和三十三年 貝田 医院 西伯郡大山町国 米子保健
六月十九日 信五四七ノ一 所

鳥取県告示第三百二十三号

東伯郡関金町大字堀繁原重治ほか十四人の者から、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七条第一項の規定により狹理井手土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画かんがい排水及び定款につき審査の結果、右申請を適当と決定した。
よつて、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年七月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 縦覧に供すべき書類の名称
- 二 土地改良事業計画書の写
- 三 定款の写

縦覧期間

昭和三十三年七月十二日から同年七月三十日まで

三 縦覧の場所

東伯郡関金町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申立てること。

鳥取県告示第三百二十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許をした。
昭和三十三年七月十一日

鳥取県知事 遠 藤 茂

免許 番号	家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類	住 所	氏 名
四四二 牛	八頭郡用瀬町大字川中一	田中	貢

八頭郡用瀬町大字川中一 田中 貢

四四三	全家畜	倉吉市瀬崎町二七四六	福井	徳麿
四四四	牛	中河原	中垣	寿春
四四五	"	岡三〇三ノ一	田中	喜良
四四六	"	伊木九二	田中	深
四四七	"	新田二三〇	牧田	正彦
四四八	"	東伯郡赤碓町 鳥取県種畜場	福井	英康
四四九	"	六三 関金町字堀二、二	笠原	利雄
四五〇	"	関金宿九二三	河本	雅鉦
四五一	"	松河原一、一二六	安田	寛幸
四五二	"	三朝町三朝八六七	岡崎	友彦
四五三	全家畜	" 大字笏賀二八九	村下	栄
四五四	牛	西伯郡中山町樋口一二八	宮永	国男
四五五	"	下市八五〇ノ六	大谷	孝志
四五六	"	二、西伯町大字上中谷 四七三	山本	宗人
四五七	"	岸本町速藤 加川 潔方	石神	勝善

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十二号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年七月十一日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一日 時 昭和三十三年七月十四日 午前十一時

二場 所 鳥取県教育委員会 会議室

三 協議題

- 1 教育関係職員 の 勤務評定実施要領について
- 2 事務局職員 の 勤務評定実施要領について

正 誤

昭和三十三年七月一日付鳥取県告示第三百一号中誤があるのとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
四	六	上から三	指定予定 面積 (見込)	解除予定 面積 (見込)

昭和四年四月十五日第三種郵便物可 発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所
鳥取市東町 印刷所